

議第100号 令和5年度中津市一般会計補正予算（第4号）の農地及び農業用施設災害復旧事業費（令和5年7月豪雨関連）について農業者の負担軽減を求める附帯決議

7月10日、大分県北部に線状降水帯が発生し、耶馬溪町で日降水量270.5mmを観測しました。市内では、山国川の氾濫や土砂崩れ、浸水被害が相次いで発生し、農地及び農業用施設に甚大な被害が発生しました。

甚大な被害が発生した平成24年7月九州北部豪雨災害や度重なる豪雨被害により連担する耕作放棄地が散見されるようになりました。

この原因として、度重なる被災や農家の高齢化に伴う営農意欲の低下、分担金支払いの土地所有者と耕作者の協議不能、農業用施設の災害復旧工事に伴い発生する分担金に対する用益者の同意が得られず水路復旧工事の未着手などがあげられます。

農地等災害復旧事業分担金徴収条例においては、「農地の所有者若しくは耕作者又は農業用施設の用益者であって、当該農地等に係る災害復旧事業の施行により利益を受けると市長が認めるものから徴収する。」と規定されていますが、災害の発生原因の山国川等の河川災害復旧工事の遅延や砂防ダム等の未整備、計画高水流量に耐えうる河道断面の不足等の外的要因により不利益を受けた被害に対する補償は一切ありません。

また、分担金徴収の対象となる用益者は、年間を通して市の施設である農道、農業用水路等の草刈り、土砂・ごみの撤去等の維持管理等で応分の負担をしています。度重なる被災と高齢化している土地所有者（耕作者）の費用負担は厳しい現実となっており、市所有の構造物である農業用施設は市の責任で災害復旧してほしいという切実な要望が届いています。

さらに、工事費40万円未満の小災害の災害復旧に対する農地等災害復旧工事補助金では、農地の所有者に10%の負担が発生します。補助災害として採択された農地の復旧工事の分担金は概ね3%を下回ることから、費用負担の公平性を担保する必要があります。

そこで、度重なる被災に立ち向かい、農業を守り続ける農業者を支援するため、下記事項について早急に検討を行うことを求めます。

記

1. 農業用施設の災害復旧事業については、農地等災害復旧事業分担金徴収条例の対象から除外すること。
2. 農地等災害復旧工事補助金の補助率については、補助災害の分担金の率と同率程度とすること。

以上、決議する。

令和 5年 9月29日

大分県中津市議会